



自転車危険運転のルールが厳しくなります



6月に入り梅雨入りしたため雨がが続いていますね。湿度が高く、気温も上昇し始めたので、食べ物を腐らせないように十分注意してください。

さて、2015年6月1日に道路交通法が改正され、技能実習生のみなさんに大きく関わる自転車に関する新たなルールが追加されました。自転車運転中に危険なルール違反(全14項目)について、3年以内に2回以上違反切符による取締りを受けた(または交通事故を起こした)場合、自転車運転者講習(有料)を受けなければならなくなります。この講習受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。これらの自転車運転に関する法律は、自転車運転者の安全を守るものであると同時に、自転車運転者が他者に怪我を負わせた場合の責任を明確にしたものでもあるといえるでしょう。別紙で今回の改正内容の詳細と自転車に関するルールを配りますので、しっかりと確認し、無事故無違反に努めてください。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転は禁止
 - 二人乗りは禁止
 - 並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号を守る
 - 交差点での一時停止と安全確認
- ⑥子どもはヘルメットを着用

平成27年6月1日 改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと

自転車運転者講習を受けることとなります。

講習の対象となる危険行為とは...

講習制度のなかれ

その他の危険行為

自転車安全利用五則

平成26年度第2回日本語能力試験 結果発表

前月号でお知らせしました昨年12月7日実施の日本語能力試験の結果が発表されています。西海協実習生からは総勢298名が受験し、87名が合格しました。おめでとうございます！試験実施団体公表の統計によると、

【レベル別合格者数】

レベル	合格者数 (人)
N1	0
N2	8
N3	40
N4	39
合計	87

【国籍別合格者数】

国籍	合格者数 (人)
ベトナム	56
中国	22
インドネシア	7
タイ	2
合計	87

昨年7月実施の試験ではN1～N4合格率は 40.7%だったようです。それに比較すると、12月のN1～N4受験者の合格率は平均32%であったので、平成24年度と同様に2回目の試験の方が難関だったと言えますね。そんな中、非常にたくさんの実習生が挑戦し、良い成績を収めてくれたと思います。今回残念ながらN1レベルの合格者はできませんでしたが、挑戦すること、それに向けて頑張ることが大事ですし、きっとみなさんの財産になると思います。次回に向けて是非継続して頑張ってください。

銀行口座や携帯電話の不正売買は犯罪です

一部の西海協実習生に対して、銀行口座を開設させたり携帯電話を契約させて、それらをお金で買い取りをするよう勧誘があったことが発覚しました。インターネット上の掲示板やダイレクトメールなどに簡単に稼げるアルバイトのように謳っているため、一見しては犯罪だと分からないものもあるかもしれません。言うまでもなく、これらの行為は犯罪になります。実習生のみなさんがそういった犯罪組織に加担したり、実習生自身が犯罪者とならないためにも、不審な甘い誘いに応じることのないようにすると共に、同僚の実習生が犯罪に巻き込まれないようお互いに注意し合うことも大切です。自分の身を守るためにも、大事な個人情報である在留カードやパスポートの保管は厳重に行い、写し等は決してむやみに第三者に提供してはなりません。

【 × 携帯電話の売買 】



携帯電話は原則個人情報を開示しなければ契約できません。犯罪に利用するために、高収入のバイトを装い、携帯電話を契約させ買い取る犯罪が起きています。

もし応じてしまうと、実際に使用するつもりも、購入代金・利用料金を支払う意志もないのに、携帯電話等を第三者に提供する目的で契約したこととなり、その行為は犯罪となります。また、転売目的で契約した携帯電話等の購入代金や利用料金は、契約者自身が使用しなくてもその支払い義務がなくなるわけではありません。

【 × 銀行口座の売買 】



犯罪組織は不正に得たお金を受取る際、他人名義の口座を利用しようとします。他人名義の口座を利用することで、犯罪の痕跡を分かりにくくするのです。いわゆる「振り込め

詐欺」や「架空請求」などもその一つです。手軽に高収入を得られるとインターネット等で謳い、銀行口座の売却をもちかけてきます。自分の預金通帳やキャッシュカードを他人から買い取ったり他人に売却することは犯罪となります。銀行が不正利用を把握すると警察へ通報されることとなり、それによりたくさん逮捕者がでています。

マイナンバー導入と所得税の扶養控除について

マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有する全ての人に対し一人一つの番号を付与される12桁の番号です。この制度は、主に社会保障、税金等を効率的に情報管理するために導入されるもので、在留カードを持っている技能実習生のみなさんにも付与されます。今年の10月から順次マイナンバー通知カードが送付されるため、実習生のみなさんの宿舎にも郵送で届けられることとなります。一度付与された番号は原則一生変わりません。そのため、大切な個人情報であるマイナンバー通知カードは、なくしたり落としたりすることのないよう十分に注意して保管しなければなりません。

また、このマイナンバーの導入に伴い、給与の源泉所得税に対する扶養控除の取扱いが厳格になり、海外に在住する家族を扶養する場合の扶養証明の方法について明示されました。来年度より、従来の送出し機関からの扶養証明だけでは扶養を認められなくなり、租税条約のない国の実習生のみなさんには、日本国内で納める所得税額に大きく影響する可能性があります。来年度以降に扶養親族を申告する場合は、家族であることの公的な証明書類に加え海外への送金の控えが必須になりますので、母国へ送金した控えは失くさないよう大事に保管をしてください。

制度実施の流れ

2015年 10月～

マイナンバーの通知を送付開始

個人番号 123456789012
生年月日 ×年×月×日
性 別 女
氏 名 ○○ ○○
住 所 広島県広島市△町1-2-3

2016年 1月～

・マイナンバーの利用が開始
・申請者に個人番号カードを交付
(希望者のみ)



2017年 1月～

国の行政機関の間で、
情報連携を開始

西日本海外業務支援協同組合

Western part of Japan Overseas operations Supporting Cooperation

〒731-3168 広島市安佐南区伴南1-3-16 五興ビル3F

Tel 082-849-4674 Fax 082-849-1716

さいかいきょう
西海協